

# 運航基準

令和6年3月15日  
株式会社東松島観光物産公社

## 目次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、嵯峨溪・里浦航路及び奥松島航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
室浜漁港	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下
里浦湾	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下
松島湾	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

風速 8 m/s以上	波高 1.5 m以上
------------	------------

3 船長は、前2項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
8m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高1.5 m以上又はうねり 階級 以上	横揺れ 20 度以上

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速 8 m/s以上	波高 1.5 m以上
------------	------------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程 300 m以下
------------

(入港の可否判断)

第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名 \ 気象・海象	風速	波高	視程
里浦湾	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下
室浜漁港	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下
松島湾	8 m/s以上	1.5 m以上	300 m以下

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様とする。

- (1) 出入港配置
- (2) 通常航海当直配置
- (3) 狭視界航海当直配置
- (4) 荒天航海当直配置
- (5) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれら相互間の距離
- (2) 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- (3) 標準運航時刻（起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻）
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が（副）運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり、常用（第1）基準経路及び第2基準経路の2経路とする。

2 各航路の基準経路の使用基準は、次表のとおりとする。

嵯峨溪・里浦航路

名 称	使 用 基 準
第1基準経路（嵯峨溪航路）	周年
第2基準経路（里浦航路）	嵯峨溪海域の波高が1 m以上で風速が6 m/sを超えるとき

松島航路

名 称	使 用 基 準
第1基準経路	1月1日～12月31日の日曜日
第2基準経路	潮位が平均海面より30 cm以上低いとき

3 船長は、第2基準経路を航行しようとするときは、発航前に運航管理者にその旨連絡しなければならない。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

速力区分	速 力	毎分機関回転数
最微速	3.2ノット	600rpm
微 速	4.0	800
半 速	8	1600
航海速力	15	3000

2 船長は、速力基準表を船内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかななければならない。

(特定航法)

第9条 大高森港の航法

- (1) 船舶は、入港しようとするときは大高森港棧橋浮標を右に見て入り、左側に着岸しなければならない。
- (2) 船舶は、出港しようとするときは、水路の右側を航行し、大高森港棧橋浮標を右に見て通過しなければならない。
- (3) 船舶は、水路においては他の船舶と並航して航行し又は他の船舶を追い越してはならない。
- (4) 大高森港棧橋浮標～垂水鼻灯浮標間は4.0ノット以下に減速して航行しなければならない。

(通常連絡等)

第10条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

- (1) 室浜漁港地点、萱野崎地点、垂水鼻地点（嵯峨溪・里浦航路第1基準経路）  
メカル崎地点（嵯峨溪・里浦航路第2基準経路）  
松島仙随浜栈橋出航時、野々島地点、寒風沢水道地点（松島航路第1基準経路）  
松島仙随浜栈橋出航時、桂島経過地点、寒風沢水道地点（松島航路第2基準経路）

(2) 連絡事項

- ① 通過地点名
- ② 通過時刻
- ③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

(入港連絡等)

第11条 船長は、入港5分前となったときは、運航管理者又は運航管理補助者に次の事項を連絡しなければならない。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者又は運航管理補助者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者又は運航管理補助者は、船長に次の事項を連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (2) 着岸岸壁付近の停泊船舶の状況
- (3) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (4) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者又は運航管理補助者との連絡は、次の方法による。

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社又は営業所	簡易無線、携帯電話、衛星電話
(2)	緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	簡易無線、携帯電話、衛星電話

(機器点検)

第13条 船長は入港着岸(栈)前、栈橋手前(防波堤手前)50m等入港地の状況に応じ安全な海域において、機関の後進(CPPの場合は翼角作動)、舵等の点検を実施する。一日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第14条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌に記録するものとする。